

「暴風を含む警報」「特別警報」発令時、および「弾道ミサイル飛来」発表時における措置について(お知らせ)

生徒の安全確保のため下記のとおり対応いたしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 滋賀県のいずれかの地域に「暴風を含む警報（暴風警報・暴風雪警報）」または「特別警報」が発令された場合

ア 生徒の登校以前

(1) 始業時刻について

①午前7時において「暴風を含む警報」または「特別警報」が発令中の場合は、生徒は自宅待機とします。

②午前10時までに「暴風を含む警報」または「特別警報」が解除になったときは、無理をしないで登校させてください。それ以降の授業をします。

(2) 臨時休業について

午前10時において、なお「暴風を含む警報」または「特別警報」が発令中の場合は臨時休業とします。

イ 生徒の登校以後

「暴風を含む警報」または「特別警報」の発令前であっても、気象情報や交通事情に応じて教育活動（部活動等を含む）を停止せざるを得ない場合は終業（下校）時刻を早め、下校を指示します。

2 「弾道ミサイルが飛来し、屋内避難の呼びかけ」が発表された場合

(1) 午前7時までに本県域に「屋内避難の呼びかけ」があった場合は、臨時休業とします。

(2) 午前7時以降始業までの間に本県域に「屋内避難の呼びかけ」があった場合は、

① 登校前の生徒については、自宅待機とします。

② 登校中の生徒については、避難措置の指示の内容に沿った避難行動をとるよう予め注意喚起してください。

③ 既に登校している生徒は、堅牢な建築物に避難を指示します。

3 その他

(1) 臨時休業の場合の振替授業については後日連絡します。臨時休業となった次の日の授業（定期考査を含む）はその正規の曜日の授業となり、順延はいたしません。

(2) 居住地域に避難勧告や避難指示（警戒レベル4）以上が発表されている場合は登校させないでください。公欠扱いとします。

(3) JR等公共交通機関の遅延等は公欠扱いになります。

(4) 生徒自らが災害発生時における居住地域や通学経路等の状況を把握し、災害に対して的確な判断ができるように日頃から御家庭で御指導ください。